

議案第 6 号

野田市教育支援委員会委員の委嘱について

野田市教育支援委員会条例（平成16年野田市条例第27号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市教育支援委員会委員に委嘱する。

令和2年4月16日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

氏 名	備 考
おおかわ ようこ 大川 洋子	柏児童相談所診断指導課長

令和2年5月 1日付け委嘱

令和2年9月30日任期満了

提案理由

令和2年4月1日の人事異動に伴い、残任期間について委嘱しようとするものである。

○ 野田市教育支援委員会条例 抜粋

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 小学校長及び中学校長
- (3) 教諭及び養護教諭
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 保健福祉部の職員
- (6) 教育委員会事務局の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

○野田市教育支援委員会委員名簿

氏 名	該当条項	備 考	
新村 ヨシオ	3条2項1号	江戸川病院長	
岡田 一芳	3条2項1号	岡田小児科院長	
永瀬 大	3条2項1号	ながせ耳鼻咽喉科院長	
新井 嘉代子	3条2項2号	野田市立東部小学校長	
桑原 伸幸	3条2項2号	野田市立東部中学校長	
西村 昭男	3条2項2号	千葉県立野田特別支援学校長	
内田 光恵	3条2項2号	野田市立野田幼稚園長	
門倉 美紀	3条2項3号	野田市立関宿中央小学校教諭	
相島 有美	3条2項3号	野田市立南部中学校教諭	
下川 路子	3条2項3号	野田市立中央小学校養護教諭	
吉田 利恵	3条2項3号	千葉県立野田特別支援学校教諭	
大川 洋子	3条2項4号	柏児童相談所診断指導課長	新任
金城 和子	3条2項7号	中核地域生活支援センターの ネットコーディネーター	
池田 亜由美	3条2項5号	保健センター長	
船橋 高志	3条2項6号	学校教育部長	新任

任期：平成30年10月1日から令和2年9月30日まで